

山口市企業誘致パンフレット及びホームページリニューアル業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

山口市企業誘致パンフレット及びホームページリニューアル業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1 目的

本業務は、山口市の企業立地を促進させるため、WEBまたはパンフレット上で、本市の各産業団地の概要のほか、令和4年度秋に分譲開始予定の新産業団地の立地環境（セールスポイント）、事業概況等の情報を分かりやすく効果的に発信することにより、本市の誘致活動をPRし、企業の本市への立地意欲を喚起することを目的とする。

また、これまでのPR活動をさらに効果的に行うために、パンフレット及びホームページを一刷新し、統一のデザインを用いることにより、本市を強く印象づけ、県内外の企業に向けて、広く宣伝することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

山口市企業誘致パンフレット及びホームページリニューアル業務

(2) 業務内容

ア パンフレットの企画・編集・デザイン制作

イ 企業誘致用名刺台紙のデザイン制作

ウ ホームページ「山口市企業立地ガイド」リニューアル業務

(3) 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

(4) 委託上限額

1,976,000円（消費税及び地方消費税10%に相当する額を含む）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和2年12月1日時点で山口市の競争入札参加資格を有し、かつ、令和2年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿に区分60「企画・製作」のコード04「広告・広報」及び09「ホームページ」の営業種目で登録し、本店又は支店若しくは支店に準ずるものを山口市内に有していること。なお、本実施要領等の公表時点において登録のない者が上記を満たすためには、令和2年11月16日までに山口市契約監理課へ競争入札参加資格の申請を行う必要がある。また、競争入札参加資格は有して

いるが、指定する営業種目での登録がない場合は、令和2年11月30日までに営業種目の追加を行う必要がある。

- (2) 地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の4項の規定に該当しないこと。
- (3) 参加意向申出書の提出日から契約締結までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続きの申立てをした者でないこと。ただし、更正手続開始の決定を受けた者及び再生計画認定の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。

4 選定スケジュール（予定）

募集要領等の公表・・・・・・・・・・令和2年11月2日（月）
参加意向申出書提出期間・・・・・・・・・・令和2年11月2日（月）～11月13日（金）
質問の受付期間・・・・・・・・・・令和2年11月2日（月）～11月10日（火）
質問に対する回答期限・・・・・・・・・・令和2年11月12日（木）
企画提案書の受付期間・・・・・・・・・・令和2年11月16日（月）～12月7日（月）
プレゼンテーション・・・・・・・・・・令和2年12月16日（水）
審査結果通知・・・・・・・・・・令和2年12月21日（月）

5 プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおり提出すること。

- (1) 提出様式：参加意向申出書（様式第1号）
- (2) 提出部数：1部
- (3) 提出方法：持参又は郵送（提出期限内必着）
- (4) 提出期限：令和2年11月13日（金）午後5時まで
※持参による受付は、土・日曜、祝日を除く。
- (5) 提出先：〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市経済産業部産業立地推進課

6 質問及びそれに対する回答

質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 質問の提出方法
 - ア 提出書類：質問書（様式第2号）
 - イ 提出方法：電子メール（受付期限内必着）
 - ウ 受付期限：令和2年11月10日（火）午後5時まで

エ 提出先：山口市経済産業部産業立地推進課

E-mail：sangyo-r@city.yamaguchi.lg.jp

(2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、集約したものを質問者名をふせて、令和2年11月12日(木)までに、山口市ウェブサイト(<https://www.city.yamaguchi.lg.jp>)に掲載する。ただし、簡易な質問等については、電子メール等により個別に回答する。

7 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書等提出文書(様式第3号)

イ 提案書(任意様式)

提案書の提出は1参加者につき1提案までとする。

山口市企業誘致パンフレット及びホームページリニューアル業務委託仕様書の目的等を踏まえ、以下の内容は必ず記載すること。

(1) 基本コンセプト

- ・テーマ・構成について説明すること。
- ・工夫や強調したい点について説明すること。

(2) 企画内容(ページ構成やラフデザイン等を含む)

- ・企画案について説明すること。
- ・ページ構成について説明すること。
- ・成果物がイメージできるようにすること。

ウ 業務実施体制及びスケジュール(様式第4号)

エ 業務実績書(様式第5号)

オ 会社概要(任意様式) ※パンフレット等で可

カ 見積書(任意様式)

※山口市長宛てとし、業務内容及び人件費等の積算内訳を記載すること。

(2) 書類作成上の留意事項

ア A4縦版、両面印刷、左綴じを原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じこむこと。

イ 提案書類一式を上記(1)ア～カの順番に並べてフラットファイルに綴じ、インデックスを貼ること。

(3) 提出方法：持参又は郵送(提出期限内必着)

(4) 提出期限：令和2年12月7日(月)午後5時まで

(5) 提出部数：正本1部、副本8部

8 審査の実施

(1) 評価委員会

山口市企業誘致パンフレット及びホームページリニューアル業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、提案書類とプレゼンテーション及びヒアリングにより提案内容を別紙2「山口市企業誘致パンフレット及びホームページリニューアル業務提案書評価基準」に基づき評価し、評価結果に対する審査委員会の審査を経て、受託候補者を選定する。

評価委員会は、委託料の総額の範囲内で、各評価委員の評価において60点以上の評価を得た者のうち、合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。同数の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から、多数決により選定する。

(2) プレゼンテーション審査

ア プレゼンテーションの準備は5分以内とする。

イ プレゼンテーションの時間は1事業者あたり15分とする。

ウ プレゼンテーションの実施終了後、約10分の質疑応答時間を設ける。

エ プレゼンテーション会場への入場者は1事業者あたり2名以内とする。

オ プレゼンテーションは、提出資料を用いて行うものとし、当日の差替えや資料の追加は認めないものとする。

カ プレゼンテーションに使用する機器（プロジェクター、スクリーン、パソコン）は、本市で用意するものとする。申請者がパソコンを持参する場合は、あらかじめ本市に連絡するものとする。

(3) 審議結果

選定結果は、提案者全員に文書により通知するとともに、山口市ウェブサイトにおいて公表する。

なお、選定された受託候補者については、名称及び採点結果等を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、その他の提案者についても、名称をふせて採点結果を公表する。

9 契約の締結

選定された受託候補者と具体的な業務内容及び契約条件について協議し、合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、契約締結に係る協議が不調に終わったときや、本業務を委託することが著しく不相当と認められる事態が生じたときは、契約を締結しない。この場合において、本業務の受託準備のために要した費用は補償しない。

なお、上記の場合、市は受託候補者の次点者と交渉を行うことがある。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 本要領に定める手続を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (4) その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合

11 その他留意事項

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (6) 提出書類は、本プロポーザルのみを使用し、目的外には使用しない。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (8) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

12 問合せ先

山口市経済産業部産業立地推進課

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

電話番号：083-934-2813

FAX 番号：083-934-2961

E-mail: sangyo-r@city.yamaguchi.lg.jp